

④

(※ 裏面 設問5に続く)

● 申込児童名:

(年 月 日生)

設問5.【就労中・育児休業中のかた】入所日時点の就労状況について、A～Dのうち該当する内容を選択してください。

【注】入所時に今回の申告と状況が異なる場合は、入所決定取消または保育実施解除(退所)となりますので、ご注意ください。

父	母	入所日時点の就労状況	提出書類
☐	☐	A. 現在の就労先を継続 (または勤務地異動)	現在の就労先の就労証明書
☐	☐	B. 転職先が決定している	現在の就労先の就労証明書 + 転職先の就労証明書
☐	☐	C. 現在の就労先を退職する (転職先未定または転職先の就労証明書未提出)	就労確約書 (※保育認定事由は「求職活動」となります。)
☐	☐	D. 現在の就労時間・日数と同条件で、入所日までに転職先を見つけると誓約する	現在の就労先の就労証明書 + <u>以下について誓約</u>
【誓約欄】 入所日までに、「現在の雇用条件の就労時間・日数」と同条件(同じ利用調整点数帯)の転職先から内定を得て、就労証明書を提出します。また、入所翌月15日までに就労開始します。 条件を満たせなかった場合は、保育所利用承諾の取消(または保育実施の解除)となっても異議はありません。			
☐ 以上について、誓約します。			

設問6. 世帯の状況について、該当するものに✓を入れてください。 【注】追加で証明書類の提出を求める場合があります。

☐	入所希望日が4月～9月の世帯	+1
☐	ひとり親世帯	+100
☐	調停、審判、裁判による離婚の訴えを提起中(裁判上の離婚)かつ別居中	+20
☐	離婚前提別居中(調停、審判、裁判による離婚の訴えを提起中は除く)	+10
☐	生活保護受給世帯	+10
☐	☐ 保護者が拘禁中 ☐ 家計の主宰者が倒産、失業	+8
☐	やむを得ない事情により父母のいずれかが保育を行うことが出来ない場合 ☐ 単身赴任中【期間: 】 ☐ 入院中【期間: 】	+5
☐	保護者がいずれかの交付を受けている場合 (写しを添付してください。) ☐ 身体障がい者手帳1級、2級 (聴覚障がい3級を含む) ☐ 精神障がい者保健福祉手帳1級 ☐ 療育手帳マルA、A (※ ただし、基本点数を「保護者の疾病・障がい」で採点している場合は、重複採点は行わない。)	+10
☐	保護者がいずれかの交付を受けている場合 (写しを添付してください。) ☐ 身体障がい者手帳3級、4級 (聴覚障がい3級を除く) ☐ 精神障がい者保健福祉手帳2級 ☐ 療育手帳B (※ ただし、基本点数を「保護者の疾病・障がい」で採点している場合は、重複採点は行わない。)	+8
☐	保護者がいずれかの交付を受けている場合 (写しを添付してください。) ☐ 身体障がい者手帳5級以下 ☐ 精神障がい者保健福祉手帳3級 ☐ 療育手帳C (※ ただし、基本点数を「保護者の疾病・障がい」で採点している場合は、重複採点は行わない。)	+5
☐	同居親族(当該児童・保護者以外)にいずれかの所持者がいる場合 (写しを添付してください。) ☐ 身体障がい者手帳4级以上 ☐ 精神障がい者保健福祉手帳2级以上 ☐ 療育手帳B以上 ☐ 要介護1以上の認定 (※ ただし、基本点数を「親族の介護・看護」で採点している場合は、重複採点は行わない。)	+3
☐	保育士・子育て支援員・幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭・保健師・看護師・准看護師の資格を有した父母が、 <u>守谷市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業所・認可外保育施設・幼稚園で勤務(内定を含む)して保育を行う場合</u>	+80
☐	【保育士加点 同意欄】 (※ 次の条件に同意する場合は、保育士加点をして審査します。) ☐ ・ 加点を受けて利用承諾となった場合、原則として1年以上、守谷市内の保育施設に勤務をすることが条件となります。 ☐ ・ 児童の入所前に守谷市内の保育施設を退職(または内定辞退)した場合、利用承諾は取消(または退所)になります。	
☐	申込児童の世帯に過去5年間のうち3か月分以上の保育料の滞納がある場合	-50
人	申込児童以外のきょうだいのうち、未就学児童(小学校入学前の児童)の人数	児童1人につき+4
☐	申込児童以外のきょうだいに、次のいずれも該当しない未就学児童がいる場合 ・ 幼稚園の利用(または利用契約) ・ 保育所の利用(または利用申込) ・ 認可外保育施設や企業内託児所の利用 (※ ただし、当該児童が介護・看護の対象児童である場合は除く。)	-10

☐ 上記のいずれにも該当しません